

大和市教育委員会 8月定例会

日 時 平成 21 年 8 月 18 日

午前 10 時 00 分

場 所 本庁舎 2 階 教育委員会室

1 開 会

2 会議時間の決定

3 前会会議録の承認

4 会議録署名委員の決定

5 教育長の報告

6 議 事

日程第 1 (議案第 58 号) 大和市生涯学習センター条例の一部を改正する条例について

日程第 2 (議案第 59 号) 大和市スポーツ施設設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

日程第 3 (議案第 60 号) 大和市立学校通学区域規則の一部を改正する規則について

日程第 4 (議案第 61 号) 大和市教育研究所設置条例施行規則の一部を改正する規則について

日程第 5 (議案第 62 号) 大和市つる舞の里歴史資料館条例施行規則の一部を改正する規則について

日程第 6 (議案第 63 号) 平成 20 年度大和市教育費決算について

7 そ の 他

8 閉 会

議案第 58 号

大和市生涯学習センター条例の一部を改正する条例について

大和市生涯学習センター条例の一部を改正する条例の制定にあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見の申し出について、審議願いたく提案する。

平成 21 年 8 月 18 日提出

大和市教育委員会

教育長 山根英昭

平成21年6月25日

大和市教育委員会
委員長 田村 繁 様

大和市社会教育委員会議
議長 高橋



大和市生涯学習センター条例の一部改正について（答申）

のことについて、渋谷学習センターの移転に伴い大和市生涯学習センター条例の一部を改正することについては、諮問案どおりに決定することを適當と認めます。

なお、新渋谷学習センターを開館し運営するにあたっては、現在利用している団体や地域への配慮等を忘れることのないようお願いします。

議案第 59 号

大和市スポーツ施設設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する
条例について

大和市スポーツ施設設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制
定にあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく
意見の申し出について、審議願いたく提案する。

平成 21 年 8 月 18 日提出

大和市教育委員会

教育長 山根英昭

議案第 60 号

大和市立学校通学区域規則の一部を改正する規則について

大和市立学校通学区域規則の一部を改正する規則について、審議願いたく提案する。

平成 21 年 8 月 18 日提出

大和市教育委員会

教育長 山根英昭

大和市教育委員会規則第　　号

大和市立学校通学区域規則の一部を改正する規則

大和市立通学区域規則（昭和 32 年大和市教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中の「教育長」を「教育委員会」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大和市立学校通学区域規則新旧対照表

改正後	現行
<p>○大和市立学校通学区域規則 (略) (就学の規則)</p> <p>第3条 大和市立学校への就学は、その者の住所を通学区域とする学校でなければならない。ただし、当該学校へ就学することが著しく困難と認められる理由があるものは、<u>教育委員会</u>の許可を受けて他の通学区域の学校に就学することができる。</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>○大和市立学校通学区域規則 (略) (就学の規則)</p> <p>第3条 大和市立学校への就学は、その者の住所を通学区域とする学校でなければならない。ただし、当該学校へ就学することが著しく困難と認められる理由があるものは、<u>教育長</u>の許可を受けて他の通学区域の学校に就学することができる。</p> <p>(略)</p>

議案第 61 号

大和市教育研究所設置条例施行規則の一部を改正する規則について

大和市教育研究所設置条例施行規則の一部を改正する規則について、審議願いたく提案する。

平成 21 年 8 月 18 日提出

大和市教育委員会

教育長 山根英昭

大和市教育委員会規則第　　号

大和市教育研究所設置条例施行規則の一部を改正する規則

大和市教育研究所設置条例施行規則（昭和41年大和市教育委員会規則第1号）の
一部を次のように改正する。

第4条第2項中「教育委員会教育長」を「教育委員会」に、「任命する」を「委
嘱する」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

大和市教育研究所設置条例施行規則新旧対照表

改正後	現行
<p>○大和市教育研究所設置条例施行規則 (略) (研究員)</p> <p>第4条 教育研究所に必要に応じて研究員をおくことができる。</p> <p>2 研究員は、<u>教育委員会が委嘱する。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>○大和市教育研究所設置条例施行規則 (略) (研究員)</p> <p>第4条 教育研究所に必要に応じて研究員をおくことができる。</p> <p>2 研究員は、<u>教育委員会教育長が任命する。</u></p> <p>(略)</p>

議案第 62 号

大和市つる舞の里歴史資料館条例施行規則の一部を改正する規則について

大和市つる舞の里歴史資料館条例施行規則の一部を改正する規則について、審議願いたく提案する。

平成 21 年 8 月 18 日提出

大和市教育委員会

教育長 山根英昭

大和市教育委員会規則第 号

大和市つる舞の里歴史資料館条例施行規則の一部を改正する規則

大和市つる舞の里歴史資料館条例施行規則（平成 10 年大和市教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「教育長」を「教育委員会」に改める。

第 6 条中「教育長」を「教育委員会」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大和市つる舞の里歴史資料館条例施行規則新旧対照表

改正案	現 行
(開館時間及び休館日) 第2条 3 前2項の規定にかかわらず、 <u>教育委員会</u> は必要があると認めるときは、開館時間及び休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。	(開館時間及び休館日) 第2条 3 前2項の規定にかかわらず、 <u>教育長</u> は必要があると認めるときは、開館時間及び休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。
(略)	(略)
(資料の特別利用) 第6条 学術研究等のために、資料館資料(資料館に保管され、又は展示されている資料をいう。)の特別な利用をしようとする者は、 <u>教育委員会</u> の承認を受けなければならない。	(資料の特別利用) 第6条 学術研究等のために、資料館資料(資料館に保管され、又は展示されている資料をいう。)の特別な利用をしようとする者は、 <u>教育長</u> の承認を受けなければならない。
<u>附 則</u> <u>この規則は、公布の日から施行する。</u>	

議案第 63 号

平成 20 年度大和市教育費決算について

平成 20 年度大和市教育費決算の報告にあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見の申し出について、審議願いたく提案する。

平成 21 年 8 月 18 日提出

大和市教育委員会

教育長 山根英昭